

女満別町・東藻琴村合併協議会会議録

【 設 置 会 議 】



日 時： 平成16年10月21日(木)

午後3時30分 開会

場 所： 女満別町研修会館 大会議室

女満別町・東藻琴村合併協議会設置会議会議録

開催年月日	平成16年10月21日(木)					
開催の場所	女満別町研修会館 大会議室					
開会時間	午後 3 時30分		閉会時間	午後 4 時20分		
委員 出席30名 欠席 3名	女満別町委員氏名		出欠	東藻琴村委員氏名		出欠
	委員	山下 英 二		委員	小 島 忠 和	
	委員	坂 本 眞		委員	津 坂 和 己	
	委員	中 村 保		委員	豊 島 義 秋	
	委員	森 田 暢 明		委員	平 田 一 行	
	委員	斉 藤 昭 一		委員	菅 野 利 英	
	委員	後 藤 幸太郎		委員	元 木 良 一	
	委員	朝 妻 敬 一		委員	川 崎 教 男	
	委員	松 岡 克 美		委員	深 川 昇	
	委員	植 田 泰 弘		委員	西 川 光 秋	
	委員	阿 野 政 義		委員	増 子 昭 一	
	委員	坂 貴 吉		委員	原 本 義 弘	
	委員	檜 原 達 也		委員	高 橋 頌 昌	
	委員	河 西 悟		委員	菅 野 直 司	
	委員	足 田 光 子		委員	羽二生 房子	
	委員	山 田 治		委員	豊 島 佐智子	
	委員	千 葉 裕 司		委員	畠 山 俊 弘	
網走支庁地域政策部地域政策課主幹			委員	長谷部 勝 也		
合併協議会 事務局	事務局 長	清 水 健 次	事務局次長 (兼計画班長)		菊 地 教 男	
	事務局次長 (兼調整班長)	伊 藤 裕 幸	総務班長		平 田 義 和	
	電算班長	岩 原 誠	計画班員		高 橋 正 樹	
	調整班員	中 野 裕 司				
会議次第	別紙のとおり					

【議事日程】

1	開 会
2	諸般の報告
3	会長・副会長挨拶
4	委員及び監査委員の紹介
5	合併協議会の設置根拠及び性格等について
6	合併協議会運営申し合わせ事項について
7	市町村合併の手続きについて
8	会議席順の決定について
9	そ の 他
10	閉 会

女満別町・東藻琴村合併協議会設置会議

日 時： 平成16年10月21日(木) 午後 4 時35分

場 所： 女満別町研修会館 大会議室

1 開 会

事務局：本日は、皆様には秋の繁忙期で大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。私は、女満別町の派遣で合併協議会事務局長の清水と申します。今後ともよろしくお願いたします。

ただ今から、「女満別町・東藻琴村合併協議会」設置会議を開催させていただきます。

この会議は、後ほど開催いたします合併協議会に先立ち、当協議会の基本的な事項などを確認するために開催する会議であります。

この会議は非公開としておりますが、合併協議会は公開を原則としていますので、この会議録等は、公開することといたしますのでよろしくご了承ください。

2 諸般の報告

事務局：式次第ののっとりまして、2番目の諸般の報告をさせていただきます。

両町村長の協議によりまして、本協議会の会長には小島東藻琴村長様、会長の職務を代理する副会長は山下女満別町長様が、その職務に充たることになっておりますのでご報告いたします。

この度、任意合併協議会から法定合併協議会に移行することになりましたが、協議会委員の一部に変更がありましたのでご報告いたします。

女満別町委員は、議会の選出した委員1名、東藻琴村委員は、学識経験を有する委員1名が変更となっております。

また新たに、両町村長が推薦する学識経験を有する委員で、若年層を代表する方を各1名増員することとなりました。

合併協議会委員の総数は33名となっております。以上、諸般の報告を終わらせていただきます。

3 会長・副会長挨拶

事務局：式次第3番目の会長、副会長の挨拶であります。

ここで協議会会長及び副会長から挨拶を申し上げます。小島会長様、よろしくお願いたします。
小島会長：皆さんこんにちは。

任意合併協議会に続きまして、法定に基づく合併協議会の方の会長をということでありまして、今、事務局長から説明がありましたように、議長も兼ねてさせていただくということになります。大変荷の重い話でありますけれども、どうぞご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この協議会の設置に当たりましては、後程また正式にご挨拶を申し上げます時間がありますので簡単に申し上げますけれども、8月の末に任意合併協議会を終えて、9月には両町村とも住民の方々に説明を申し上げ、或いは報告を申し上げてきたところであります。

そして、10月の上旬に両町村の議会の議を経まして、議決をとって法定に基づく合併協議会ということで今日に至りました。

いずれにいたしましても、これからまだまだ大きな問題もあろうし、障害もあろうが、どうぞ皆さん方の鋭意ご審議を賜りますよう心からお願いを申し上げます、簡単に設置につ

いてのご挨拶に代えます。ありがとうございます。

事務局：ありがとうございます。続きまして、山下副会長様、よろしくお願ひいたします。

山下副会長：私の方からも一言皆さんにご挨拶を申し上げたいと思います。

5月31日にスタートいたしました任意合併協議会、8月の31日で終了させていただきました。その後、東藻琴村また女満別町において、住民の方々にその協議の内容等についてご説明を申し上げるという機会を経て、この10月の6日に改めまして法律に基づく合併協議会として、この場を設定していただくことになりました。

両町村の住民の方々、また関係する方々に改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。

これからがまさしく、色々な審議のスタートになるかというふうに思います。将来のこの地域、また住民の方々の幸せを考えて、どういった地域づくりが可能かということについて、皆様方と知恵を出し合いながら、この協議会の場で色々な論議をさせていただきたいというふうに思っております。

時間については限られた時間ではありますが、精一杯、色々なお話をさせていただいて、明るい春を迎えたいと、そんな気持ちで一杯でございます。

本日の設置会議、また後に開催されます合併協議会に当たりまして、副会長また女満別町長としての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございます。

4 委員及び監査委員の紹介

事務局：それでは、4番目の委員及び監査委員の紹介をさせていただきます。

合併協議会委員の皆様の名簿につきましては、9ページに掲載しております。監査委員、幹事、専門部会の正副部会長、事務局職員の名簿は10ページ、11ページに掲載のとおりであります。後程開催します合併協議会では、皆様の氏名のみ紹介をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。

また、監査委員の辞令につきましては、既に交付済みでありますのでご報告いたします。

ここで、委員の皆様の紹介に入ります。

任意合併協議会の委員から4名の方が変更・増員などにより代わっておりますので、改めて自己紹介をお願いしたいと思ひます。

女満別町の委員の紹介であります。席順1番から15番にご着席でありますので、坂本助役様から順にお願ひいたします。

坂本委員：坂本でございます。よろしくお願ひいたします。

中村委員：中村でございます。よろしくお願ひいたします。

森田委員：森田です。よろしくお願ひいたします。

斉藤委員：斉藤です。よろしくお願ひいたします。

後藤委員：後藤です。よろしくお願ひいたします。

朝妻委員：朝妻です。よろしくお願ひいたします。

植田委員：植田です。よろしくお願ひいたします。

阿野委員：阿野です。よろしくお願ひいたします。

坂委員：坂と申します。よろしくお願ひいたします。

檜原委員：檜原です。よろしくお願ひいたします。

河西委員：河西でございます。よろしくお願ひいたします。

疋田委員：疋田です。よろしくお願ひいたします。

山田委員：山田でございます。よろしくお願ひいたします。

千葉委員：千葉です。よろしくお願ひいたします。

事務局：続きまして、東藻琴村委員の紹介であります。席順16番から30番にご着席でありますので、津坂助役様から順に自己紹介をお願いいたします。

津坂委員：津坂でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

豊島(義)委員：豊島でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

平田委員：平田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

元木委員：元木でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

川崎委員：川崎と言います。よろしくお願いいいたします。

深川委員：深川でございます。よろしくお願いいいたします。

西川委員：西川でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

増子委員：増子です。どうぞよろしくお願いいいたします。

高橋委員：高橋です。よろしくお願いいいたします。

菅野委員：菅野でございます。よろしくお願いいいたします。

羽二生委員：羽二生でございます。よろしくお願いいいたします。

豊島(左)委員：豊島でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

畠山委員：畠山です。よろしくお願いいいたします。

事務局：ありがとうございました。引き続きまして、網走支庁地域政策課主幹の長谷部勝也様をご紹介いたします。長谷部様にも自己紹介をお願いいいたします。

長谷部委員：長谷部です。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局：引き続き、専門部会の正副部会長の自己紹介をお願いいいたします。総務専門部会より順にお願いします。

高橋総務専門部会長：総務専門部会長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

川口総務専門部会副会長：副部会長の川口でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

八重樫企画専門部会長：企画財政専門部会長の八重樫でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

渡辺企画専門部会副会長：副部会長の渡辺でございます。よろしくお願いいいたします。

日下住民生活福祉専門部長：住民生活福祉専門部会長の日下です。よろしくお願いいいたします。

皆川住民生活福祉専門部会副部会長：副部会長の皆川です。どうぞよろしくお願いいいたします。

大槻経済産業専門部会長：経済産業専門部会長の大槻でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

竹内経済産業専門部会副部会長：副部会長の竹内と申します。よろしくお願いいいたします。

恩田建設専門部会長：建設専門部会長の恩田と申します。よろしくお願いいいたします。

鈴木教育文化専門部会長：教育文化専門部会副部会長の鈴木でございます。よろしくお願いいいたします。

事務局：引き続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。私の隣の菊地次長から順によりよろしくお願いいいたします。

事務局：事務局次長の菊地でございます。よろしくお願いいいたします。

事務局：事務局次長の伊藤と申します。よろしくお願いいいたします。

事務局：女満別町から派遣になっております事務局総務担当の平田です。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局：同じく女満別町から派遣されております電算班長の岩原と申します。よろしくお願いいいたします。

事務局：事務局計画班員の高橋と申します。よろしくお願いいいたします。

事務局：事務局調整班員の中野と申します。よろしくお願いいいたします。

事務局：最後になりましたが、網走支庁地域政策課の合併担当主査の方も同席をいただいておりますので、自己紹介をお願いいいたします。

なお、合併担当主査におかれましては、合併協議会の開催の都度、アドバイザーとしてご同席をいただくことになっておりますのでよろしくお願いいいたします。

網走支庁合併担当主査：近藤です。よろしくお願いいいたします。

事務局：ありがとうございました。これをもちまして、委員、専門部会並びに、事務局の紹介を終わります。なお、式次第の5番目以降の議事進行につきましては、小島会長様にお願いすることになっておりますのでよろしくお願いいいたします。

5 合併協議会の設置根拠及び性格等について

小島会長：早速でありますけれども、議題に入りたいと思います。

恒例によりまして、会長が議長ということになりますので、よろしく願いを申し上げます。

では、議事に入りますが、5番目、合併協議会の設置の根拠及び性格等について、事務局から説明をさせます。よろしく願いします。

事務局：1ページをお開き願います。合併協議会の設置根拠及び性格等について。

1. 合併協議会の設置根拠であります。法的には市町村合併の特例に関する法律第3条第1項において、合併協議会を設置することが規定されております。合併特例法並びに、地方自治法の抜粋につきましては、掲載のとおりであります。

2番目、合併協議会の性格であります。地方自治法第252条の2第1項に規定されている協議会には、そこに書いてあります3種類の協議会があります。合併協議会につきましては、その内、2番目の連絡調整及び3番目の計画作成の両方の性格を有する協議会であります。

市町村合併は、地域住民に重大な影響力を持つことから、当該合併がその地域住民の福祉向上に資するか否かを関係市町村の間で公平かつ慎重に検討し、関係市町村の将来についての計画を作成した上で行われるべきとの観点から、関係市町村の共同設置として設置するものであります。

合併協議会で協議し作成された市町村建設計画を基礎とし、合併特例法により様々な財政措置が講じられることになっております。市町村建設計画の作成主体は、合併協議会であります。合併協議会は、地方自治法上の協議会であることから、設置に当たっては議会の議決と告示及び北海道への届け出が必要となっております。

3番目、合併協議会の位置づけであります。女満別町・東藻琴村合併協議会は、両町村それぞれの議会の議決を経て設置されましたが、この合併協議会の設置をもって合併すると決まった訳ではありません。また、合併協議会は、合併の是非を論議し判断する場所ではなく、これから仮に両町村が合併するとした場合、予め決めておく必要のある事項などを協議する場所です。

合併協議会で決定した内容の全てを両町村の住民に情報提供し、合併の是非を判断する材料としていただきます。最終的には、合併をするかどうかの判断は、住民の代表である議会であります。合併する場合には、それぞれの議会の議決を必要とします。

4番目、合併協議会の役割であります。合併特例法第3条で、合併協議会は合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成と、その市町村の合併に関する協議を行う場であると規定されております。具体的には、前者は市町村建設計画として策定し、後者は基本的な協定項目、合併特例法に規定されている協定項目、その他必要な協定項目を合併協定項目として協議し、最終的にこの合併協定項目を合併協定書という形でまとめ上げることとなります。

合併協議会での具体的な協議事項、(1)市町村建設計画の作成に関する協議であります。合併特例法は、合併協議会の重要な協議事項として、新しい町の設計図とも言うべき市町村建設計画の作成を位置づけています。市町村建設計画と言うと箱物計画のように捉えられる場合がありますが、この場合の建設とは、まちづくりの意味であり、ソフト・ハード両面の幅広い概念を指しています。

従って、他の合併協議会では市町村建設計画とはせず、例えば、まちづくり計画やまちづくりビジョンという名称にしているところもあります。

(2)その他市町村の合併に関する協議、基本的な協定項目5項目 から 番にあります5項目であります。合併特例法に規定されている協定項目6項目につきましては、 から までの項目であります。

3ページ、その他必要な協定項目9項目であります。 から までに掲載のとおりであります。この中身につきましては、後程詳しくご説明をしたいと思いますので、内容については省略をさせていただきます。

これらの協議につきましては、合併後の住民福祉や行政、自治の運営に影響のあるものの全てが協議の対象となりますが、具体的な協定項目の内容については、それぞれ別途協議いたします。

6番目の法定合併協議会と任意合併協議会との主な相違点であります。今まで説明した内容を一覧表としてまとめたものであります。以上でございます。よろしく願いいたします。

小島会長：ただ今、事務局から説明があった内容につきまして、ご質問、ご意見がありましたら出していただきたいと思ひます。

なお、マイクロフォンを持って参りますので、番号とお名前を発言されますようよろしくお願ひします。いかがでしょうか。特にありませんか。

(「なし」の声)

小島会長：特になければ、次に移らせていただきますが、合併協議会につきましては、ただ今、事務局から説明申し上げましたように、法律に基づいて設置をされたものということのご認識をいただきたいこと、仮に合併するとしたならば、両町村で相違する、違う各種の事務事業などの制度をどのように一本化、一元化をするのかということの協議をしていただくということでありまして、委員の皆様のご理解を賜りたいというふうにお願ひします。

6 合併協議会運営申し合わせ事項について

小島会長：それでは、続きまして6番目、合併協議会運営申し合わせ事項について、事務局から説明をさせます。

事務局：4ページ、6番目、合併協議会運営申し合わせ事項であります。女満別町・東藻琴村合併協議会の会議に際し、公平・公正・迅速かつ能率的に運営するため、次のとおり申し合わせをするものとします。

1. 合併協議会の開催日時等について。開催日であります。原則3週間ごとに開催することとし、必要に応じて追加開催するものとする。

開催の時間であります。開催の時間は、原則として午後1時半からとします。

3番目、開催の場所であります。開催の場所は、女満別町と東藻琴村の会場において、交互に開催する。

会場は次のとおりとする。ただし都合により変更する場合は、別途調整を図ります。女満別町については、女満別町研修会館。東藻琴村につきましては、東藻琴村農村環境改善センターであります。

開催日時の変更であります。開催日時を変更する場合は、原則として開催前の会議において会長が通知する。変更は、できる限り開催予定日とした週の土日としたいと思ひます。

開催日程であります。1回目から第6回目まで、ここに掲載のとおりであります。

開催招集及び議案等の事前送付であります。原則7日前までに開催案内通知をし、議案等の送付は、原則5日前までに送付するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

5ページ目であります。協議会の会議に提案する事項の分類であります。協議会へ提案する事項の分類方法について、以下のとおり提示いたします。

(1) 報告するもの、意思決定を要しない報告事項であります。報告を受け、共通認識を持っていただく事項であります。

内容につきましては、既に決定している事項で、協議会において共通認識を要するもの。例としましては、協議会規約などあります。規約、規程により会長が定める事項となっておりますのは、例としまして幹事会設置規程、事務局規程などあります。

各種調査・研究等の成果等に関する報告事項であります。後程も触れますけれども、この内容にはアンケート調査などの報告が入ってくる予定であります。

その他協議会において報告事項として取り扱うこととされている事項でありまして、この提案番号の表記であります。報告何番とするということで、会議の都度、1番から連番を振って参りたいと思ひます。

(2) 協議するもの、意思確認を要する部分でありまして、協議事項であります。協議を受け決定若しくは承認、確認を要する事項の部分であります。法令・規約・規定などの定めにより、協議会において決定すべき事項。例としましては、会議運営規程、小委員会設置規程などあります。

協議会の会議で決定することが必要と認められた事項、合併協定項目に関する協議事項などがあります。これにつきましては、例としまして、合併の時期だとか新町の名称、新町建設計画などがこれに類するものであります。

提案番号の表記につきましては、協議何番という形で、これも同じく会議の都度、1番から連番を振って参りたいというふうに思います。

(3)表現の統一であります。任意合併協議会で表現をした合併協議項目を、合併協議会では合併協定項目として表現を統一いたします。

3.協議会での質疑発言等につきましては、(1)協議事項の協議方法であります。特に、合併協定項目に関わる協議は、原則として提案した会議においてその概要を説明し、次回以降の会議で協議及び確認を行うものとする。ただし、協議の内容によっては、提案日に協議及び確認を行う場合もある。具体的には下に事例として示しているとおりであります。1回目に提案説明をし、2回目の協議会での協議を経て、3回目の協議会で確認をいただく。下に例示をしておりますのは、小委員会が設置された場合の想定でありまして、小委員会に付託された事項について、小委員会で協議をした後に報告として次の協議会に提案説明をし、その後、協議・確認を行う。そういうような形になってこようかと思えます。

6ページ目であります。(2)公平・公正・迅速な審議であります。全委員は、協議会において同等の立場であることを理解し、発言は簡明にするものとし、議題以外にわたりまたはその範囲を超えないものとする。

(3)委員の発言であります。委員の発言は、議長の許可を得て、マイクを通し、議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いいたします。

(4)協議会での文書等の配付であります。会場において資料、新聞紙、文書等を配付する場合には、議長の許可を得ること。

4.表決の方法であります。協議会は議決機関ではなく、案件を協議し確認をするという協議機関としての意味合いから、案件を表決することは本来なじまないものと考えております。

また、合併協議会は、住民生活に大きな影響を及ぼすことから、できる限り両町村の意見を調整した上で総意をもって確認することが望ましいと考えられ、それ故に会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とします。ただし、十分な議論を尽くした上で、なお意見が分かれた場合、合併協議に費やすことのできる時間に制約があることから、議長の判断で必要と認めるときは表決するものとし、その表決は出席委員の3分の2以上の同意をもって、全体の意思決定の確認とすることができるものとする。

ただし、表決の際には、協議会規約第8条第1項第1号に両町村の長、助役及び教育長並びに、同条第2号委員、網走支庁職員を除くものとする。例で示してありますように、26名の委員がおりますので、3分の2以上ということであれば、17.33と端数が生じますので、18人以上の同意を得た場合ということになります。

5.欠席の報告につきましては、委員がやむを得ず会議を欠席する場合は、事前に協議会事務局に連絡するものとする。

6.代理出席について。代理出席は、認めないものとする。

7.その他。委員が病気、事故等により長期にわたり会議に出席できない場合の取扱いについては、協議会において協議するものとする。以上であります。よろしくお願いいたします。

小島会長：以上、合併協議会の運営申し合わせ事項について説明をいただきました。

開催日から始まって、今、最後の方の代理出席のところまで説明をさせていただきましたけれども、これらについてご質問はありませんでしょうか。ご意見でも結構です。はい、どうぞ。

植田委員：8番、植田でございます。5ページの項目3.(1)協議事項の協議方法ということなのですが、これについて、原則として提案した会議においてはその概要を説明し、次回以降の会議で協議及び確認を行うものとする、ということになっております。

その次に、内容によっては、提案日に協議及び確認を行うということになっているのですけれども、その日に協議をするべきか、それとも次回に協議をするべきかということが、大変、我々にとってはこんがらがるようなことが起きるのではないかなというふうに考えられますので、議長の采

配で、「本日は協議をします。」とか、そういうようなことを言っていたかなければ、我々も次回に協議をするべきものかどうか、ということの判断がちょっと付きかねるのではないかなというふうに考えるわけでありまして。そういうところを提案したいと思います。

細かく言いますと、3行目の「ただし、協議の内容によっては」ではなく、「ただし、提案の内容によっては」というような文章ではないかなと自分は解釈するのですが、併せて伺います。

小島会長：今の質問については、お分かりかと思えますけれども、提案した会議で概要を説明すると。その日に説明をしたら、協議については次回だというようなことが、どうもそぐわないよとおっしゃることですね。そういうことですね。はい、平田委員どうぞ。

平田委員：28番、平田です。実は私ども議会で、この協議を事前にしております。私どもは、この協議の今日提案されたものは必ず議場に持ち帰る。持ち帰って協議をした後、我々がその意見を持ってくるということで、私ども議場では、そういう申し合わせ事項をしておりますので、今回の提案については、あくまでも提案。協議は、次の回にする、という形を徹底していただきたいということをお願いを申し上げます。

小島会長：今のことは結局、その日に今日提案いたしますね、提案をした。しかし、その提案について説明はするけれども、概要は説明するけれども、それについての結局、実質の審議、協議というのは、次の協議会というようなことで内容が盛り込まれているのだけれども、今、植田委員の方からは、その日のうちにできるものはしたらどうですかというご意向でしょうか。

植田委員：いいえ違います。「ただし」の後に、「提案日に協議及び確認を行う場合もある」という文章があるので、そこら辺がこんがらがらないかという話をしています。

小島会長：と言うことは、その日のうちに協議をする場合もあるよと。しかし、原則はそうでないよというような意味ですよ、これはね。ですから、それは原則としては、基本的には、提案した日にある程度の質疑はするということがあっても良いのではないかというお話ですかね。

植田委員：いいえ、すいません。その采配を議長にさせていただきたい、ということです。

小島会長：采配を議長が執れというようなことですね。ちょっと事務局から説明します。

事務局：今の提案の考え方なのですが、こちらの方で幹事会を通して考えた部分なのです。どうしても提案の関係で、その日に動かし難いというようなことで結論が出れば、その日に一応結論を出していただきたい。そういうような提案の仕方もございますけれども、実際、難しい問題になってきますと、提案日にそれぞれ決を執るといふようになりますと、それぞれ皆さん団体を代表してここにいられているという状況がございますので、その日に一度、こちらの方から提案の理由を説明させていただいて、それぞれ団体の方に持ち帰っていただいて、或いは周りの方に意見を聞いていただいて、その意見を以ってして次回それぞれ協議をして確認をする、決定をする。というようなことで一度提案をして、次回それぞれ協議させていただくということを前提にしたいというように考えております。

ですから、協議について本日説明をして、これについてこちらの方から今日論議をして確認していただきたいと、そういうようなことは会長の方からもご発言いただいて、そういう二つに区分して協議させていただきたいというのがこの趣旨でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

平田委員：今の事務局の考え方については、私どももう既に論議しておりますので、必ず提案論議にさせていただきたいということで、再度お願ひいたします。

小島会長：提案論議と言いますのは、提案をした時は、提案をした日には提案の趣旨説明をし、そして、実際の協議は、次回にやるというようなことで、そういう原則を踏まえていきたいと。表現はそうなっておりますが、「ただし、協議の内容によっては」というところですね。事務局からもう一度説明いたします。

事務局：事務局の方から言葉足らずでしたので、補足をさせていただきたいと思ひます。

今回提案をしております議題につきましても、既に任意合併協議会の中で一定の方向が出され動かし難い事項などもこの中にはあります。そういう部分につきましては、持ち帰って協議をしていただくというような平田議長さんが言われておりますのは、重要案件、本来的に議会としてもきちんとして協議をしておかなければいけない部分、それらも含め、この運用をしようとは思っておりませんのでご理解をいただきたいというふうに思ひます。

小島会長：よろしいですか、この文面の通りで、今の説明のように、この文面の内容の解釈でよろしいですか。

山下副会長：原則論として提案をした翌回の時に審議をするということになるかと思えます。先程言いました事務局の本当に簡易的なものの確認程度のものはあるかもしれません。

その時には、その場で私ども事務局と相談をしながら、会長、副会長の中で、その前段で、そのことをお諮りして了解の元に、例えば、その時にご審議を賜るといようなことの例外的なものも出てくるかもしれません。それは私どもの事務局なり、若しくは会長、私ども副会長に任せていただきたいと。その時に前段で、明確にご了解を取って進めるという形にさせていただきたいというように思います。よろしいでしょうか。

小島会長：基本的には、これに則つとるけれども、しかし、ケースバイケースはあるだろうということはお含みをいただくということで良いのではないのでしょうか。よろしいですか。はい、どうぞ。

植田委員：協議の内容ではなく、これは提案の内容でないかなと自分は思っているのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

事務局：表現に適切さを欠いているようでありますので、提案の内容に沿って修正を加えたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

小島会長：よろしいですか。5ページの下の3のところの(1)の3行目、協議の内容と書いてあるのは、提案の内容ということにご訂正を願ひたい。よろしゅうございますね。その他、どうぞ。

平田委員：28番、平田です。表決の方法について、会長、副会長のご意見を賜りたいと思えます。

これは、いわゆる法的な中での協議会と、住民の福祉を優先するための協議会であろうと考えた時に、この表決、いわゆる表決は取らない方が良いよと。いわゆる全会一致が望ましいということをお今謳っているのですが、「ただし」という項目もあるわけでございます。その中の理由が、「合併協議に費やすことができる時間に制約がある場合」という項目の中で、決を取る場合もありますよと。「ただし、論議がきちんとできた場合」という前提です。この判断を議長がどういう捉え方をされているのか明確にお聞きをしておきたいと存じます。

小島会長：明確にと言いましようか、この文面の先に「ただし」と書いてある後に、十分な議論を尽くしたというように判断するのかもしれないのかというのは、私個人もさることながら、皆さんに諮って、議論はこれで十分なのかと、もう十分というものは余りないと思うのですよね。本当に、実際もう十分というのは、過ぎてもあるわけですがけれども、しかし、時間の制約ということには勝てません。従って、この一つの議論について、ずーっといつまでも尽くすというわけにはいかない。議論を続けるというわけにはいかないだろうと、無制限ではないから。そうしますと、今おっしゃっているようなことで、十分な議論を尽くしたという判断をいつするのか、ということになると思うのですね、そこがね。それは、その議論を十分に尽くしたかどうかという判断は、その時に委員さんの皆さんにやっぱりお諮りしなければならいでしょう。議長が単独で、これで十分と判断しましたというわけにはいきまいと。これは協議会ですから、あくまでも全員一致でこれを進めたいということでありまして、そういう状況があれば、これで十分というように私は判断するけれども、いかがですかということになると思えます。

山下副会長：私も同じような考え方ですがけれども、ここに時間に制約ということがあまりにも出てきますと、非常に十分、本来の議論がされたのかというようなことを感じられる部分も出てくるのではないかというように思います。当然、一番最初に必要なことというのは、十分に論議がされたのか、ということが一番大切ではないかなというように思います。そして、実際に議論が出尽くして、お互いの委員さんの考え方がきちんと決まったと。もうどうやってもこのことについては、動きようがないということで、表決をしても良いのではないかと、先程、会長であります小島村長さんがおっしゃったように、それが、各委員さんの中で一致をしたということであれば、表決に入っていくというようなことになるのではないかなというように思っております。

ですから、その前段で表決に入るということに対しての、全会一致のある程度合意があるということをお前提に、ここに入っていきべきではないのかなと、そのように考えております。

小島会長：よろしいですか。では、その他。ありませんか。

(「なし」の声)

7 市町村合併の手続きについて

小島会長：よろしければその次、7番目の議題に入ります。市町村合併の手続きについて、事務局から説明させます。

事務局：7ページであります。市町村合併の手続き。合併特例法による市町村合併成立までの手続きは、概ね次のような手続きで進められます。

法定合併協議会の設置につきましては、10月6日に設置されております。設置は、関係する市町村の議決を経て設置をしたわけでありまして、その後、そこに書いてあります合併協定項目の協議を進める中で、特に、建設計画につきましては、知事との協議が必要となって参ります。全ての協議項目が協定書として整理をされた後に合併協定の調印を行いまして、その後、関係市町村の議会で議決をするわけでありまして、その後に、知事への合併申請という手続きになって参ります。

合併特例法の中では、平成17年3月末までに知事への申請が必要となって参ります。

点線以降の部分であります。知事につきましては、道議会の議決を経て、合併の決定をすることになります。知事は、その後、総務大臣に届け出をいたしまして、総務大臣は、官報に公示をした上で、関係行政機関の長に通知をすることになります。

合併のための準備期間は、最低でも6カ月以上必要となって参りまして、新しい町のタイムリミットにつきましては、そこに書いてありますように、平成18年3月末までに誕生することによりまして、現行の合併特例法による各種の財政支援が受けられるということになって参ります。

以上が、合併特例法による市町村合併の成立までの手続きの概要であります。よろしくお願ひいたします。

小島会長：はい、ありがとうございました。市町村合併をするとするならば、こういう手順ですよということですので、説明に留めたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

8 会議の席次の決定について

小島会長：では、最後の議題になりますが、8番目の会議の席次の決定について、ということでありまして、事務局よりお願いします。

事務局：本日の設置会議につきましては、事務局の都合で席を決めさせていただきましたが、合併協議会の会議の席次は、女満別町、東藻琴村という枠組みに捉われなくて、新たな町のまちづくりについての議論を活発化するため、両町村の委員が交互の席となるようくじ引きによりまして任意合併協議会と同様の方法を取りたいと考えております。

委員の皆様のご意見をいただき、対応して参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

小島会長：今、説明ありましたように、そういうような方法で席次を決めたいということでありまして、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

小島会長：ありがとうございます。では、そのように事務局の方で準備をさせますので、よろしくお願ひします。

事務局：席順につきましては、休憩に入った後に移動をお願いしたいと思います。

今、番号の確認をしておりますので、その後に皆様に発表をして、この設置会議を閉じました後、休憩に入りますので、その際には、名札と資料を自分の席の方に移動をいただきたいというように思います。よろしくお願ひいたします。

事務局：ただ今、くじ引きをいただきました番号を申し上げたいと思います。議案の9ページ、名簿の右側に議席番号を記入できるようになっておりますので、設置会議議案の9ページでございます。よろしいでしょうか。

それでは、女満別町から順に申し上げます。女満別町の委員の皆様には偶数の番号をお引きいただいております。坂本 眞さん14番、中村 保さん8番、森田暢明さん10番、斉藤昭一さん4

番、後藤幸太郎さん6番、朝妻敬一さん20番、松岡克美さん24番、植田泰弘さん16番、阿野政義さん2番、坂 貴吉さん26番、樫原達也さん18番、河西 悟さん28番、疋田光子さん22番、山田 治さん30番、千葉裕司さん12番。以上でございます。

事務局：続きまして、東藻琴村の委員さんの座席番号を申します。津坂和己さん19番、豊島義秋さん1番、平田一行さん17番、菅野利英さん13番、元木良一さん7番、川崎教男さん3番、深川 昇さん11番、西川光秋さん29番、増子昭一さん15番、原本義弘さん27番、高橋頌昌さん9番、菅野直司さん23番、羽二生房子さん5番、豊島佐智子さん25番、畠山俊弘さん21番。以上です。

9 閉 会

小島会長：設置会議の次第につきましては、これで全部終了いたしました。委員の方々におかれましては、ご熱心な討議をいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、設置会議を閉会いたしますけれども、その後、一旦休憩を挟みまして、引き続き、第1回の女満別町・東藻琴村合併協議会を開催いたしますので、改めてご案内を申し上げます。それまでは暫時休憩ということになりますが、本日は大変ご苦労さまでございました。

事務局から、事務連絡があります。

事務局：第1回の合併協議会の再開につきましては、午後4時35分で開会をしたいと思っておりますので、この休憩の間を利用しまして、席の移動の方につきましてもよろしく願いいたします。